## 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 実施要綱の制定について

30生産第2218号 平成31年4月1日 農林水産事務次官依命通知

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い 手づくり総合支援交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、 本交付金の実施につき、適切な御指導を御願いする。

### 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱

### 第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、適切な人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部を改正する通知(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)附則3に規定する旧通知に基づく手続により作成された人・農地プラン)をいい、本要綱に基づき、都道府県知事が確認したものをいう。以下同じ。)に基づき、地域の将来を担う中心経営体(人・農地要綱第2の地域の中心となる経営体をいう。)を明確化するなど地域農業の担い手(以下「中心経営体等」という。)の育成・確保を図ることが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設(以下「施設等」という。)の整備を支援することとする。

### 第2 目 的

強い農業・担い手づくり総合支援交付金による対策(以下「本対策」という。)は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ
- (1) 産地競争力の強化
- (2) 食品流通の合理化
- 2 先進的農業経営確立支援タイプ 融資主体補助型
- 3 地域担い手育成支援タイプ
- (1)融資主体補助型
- (2)被災農業者支援型
- (3)条件不利地域型

### 第3 対策の実施等

1 対策で実施する事業内容 本対策で実施する事業内容は、第2の支援タイプに対応したものとし、その具体的なメニ ュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠ及びⅡに掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める事業等は、別記1及び2に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は農林水産省政策統括官(以下「生産局長等」という。)が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

- 2 成果目標の基準及び目標年度
- (1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記1及び2に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地基幹施設等支援タイプ

(ア) 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度(複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。 以下同じ。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

- a 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。
- b 別表1のIのメニューの欄の1の(1)の工の畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ) から(オ)まで及び1の(2)のカについては、事業実施年度から6年以内とする。
- c 別表1のIの(1)のメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及び次世代型大規模園芸施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。
- d 別表1のIの(1)のメニューの欄の1のうち「強み」のある産地形成に向けた 体制整備の取組については、事業実施年度から5年(新規作物及び果樹については 8年、茶については7年、畜産物については6年)以内とする。
- e 別表1のIのメニューの欄の1の(2)の才については、事業実施年度から3年以内とする。
- f 別表1のIのメニューの欄のIの(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全(小規模公害防除)の取組については、事業実施年度から5年以内とする。
- (イ) 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度(卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業 全体の完了年度とする。)から3年以内(ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は 5年以内)とする。

イ 先進的農業経営確立支援タイプ

融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

- ウ 地域担い手育成支援タイプ
- (ア)融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

(イ)被災農業者支援型

事業実施年度とする。

ただし、農業用機械等を整備する場合に設定する農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

### (ウ) 条件不利地域型

事業実施年度の翌々年度とする。

### 3 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を 排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

### 4 費用対効果分析

別表1のIの事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

### 5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のⅠ及び1のⅡの1について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1のI又は別表1のI0の10交付金総額の20%を上限とするものとする。

別表  $1 \, o \, I \, o$  事業を実施する場合の交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとし、別表  $1 \, o \, I \, o \, I$  の事業を実施する場合の交付率は、 $10 \, f \, o \, I \, o \, I$  の事業を実施する場合の交付率は、 $10 \, f \, o \, I \, o$ 

### 第4 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、別記1及び2に定める項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画 又は支援計画(以下「事業実施計画等」という。)を作成し、都道府県知事に提出するものと する。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画等及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等(北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、2の提出 を行う際に、あわせて、事業実施計画等の内容等についても、別紙様式1号及び2号により、 地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (1) 都道府県計画に地域提案が含まれる場合
- (2) 特認団体(別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。)として 事業実施予定の団体が含まれる場合
- (3) 都道府県が事業実施主体である場合
- (4) 別表1のIの採択要件の欄の1の(5) に定める総事業費に満たないものの、第3の4に 定める費用対効果分析を実施し、都道府県府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産 地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、 既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の 取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものと する。

- (1)産地基幹施設等支援タイプ
  - ア 成果目標の変更
  - イ 地域提案の事業内容の変更
  - ウ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- (2) 先進的農業経営確立支援タイプ
  - ア 融資主体補助型
  - (ア) 成果目標の変更
  - (イ) 地域提案の事業内容の変更
  - (ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更
- (3) 地域担い手育成支援タイプ
  - ア 融資主体補助型
  - (ア) 成果目標の変更
  - (イ) 地域提案の事業内容の変更
  - (ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更
  - イ 被災農業者支援型

事業の中止

ウ 条件不利地域型 成果目標の変更

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### 第5 対策の実施期間

事業実施期間は、別表1のメニューの欄の取組内容ごとに以下に定めるところによるものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ
- (1) 産地競争力の強化を目的とする取組

ア 別表1のIのX=1-1のIの1の1の10 (1)の10 (ア)から(オ)まで及び(2)のエに係る取組については、3年以内とすることができる。

イ 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境

保全(小規模公害防除)の取組については、5年以内とすることができる。

- ウ 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。
- エ アからウまでに掲げるもの以外の取組については、1年とする。
- (2) 食品流通の合理化を目的とする取組

食品流通拠点施設整備にあっては、施設の改良、造成又は取得(別表1のIの2において「整備」という。)が完了する年度までの期間とする。

2 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ 1年とする。

### 第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別記又は別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

### 第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別記1及び2に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の 達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適 切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、 別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものと する。

- 4 1及び3の報告に当たっての留意事項は、別記1及び2に定めるところによるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

### 第8 対策の評価

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を 行うものとする。

1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記1及び2に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

(1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)までについては、事業実施年度から4年度目

- (2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への 改植・高接については、事業実施年度から5年度目
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に 定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断し たときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずる とともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 都道府県知事は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、 別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとし、2に基づき改善措置を講じ た場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果及び指導内容を生産局長等に報告するものとする。

- 5 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の 者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配 分に反映させるものとする。
- 6 事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を 行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 7 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

### 第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を超える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 2 対策の適正な執行の確保
- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

### 第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が 別に定めるところによるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱(以下「廃止対象要綱」と総称する。) は廃止する。
- (1)強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)
- (2)経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)
- 3 附則2による廃止前の廃止対象要綱(他の要綱で準用される場合を含む。)に基づき、平成30 年度までに実施した事業又は平成31年度(西暦2019年度)以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別表1のI産地基幹施設等支援タイプ(第3関係) 1 産地競争力の強化 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進

土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野 菜、花き、環境保全型農業、畜産、畜産生産基盤育 成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制 整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広 域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整 備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備、次 世代型大規模園芸施設の整備及び次世代施設園芸技 術実証温室の整備、中山間地域の競争力強化に向け た体制整備、地球温暖化対策(気候変動リスク軽 減)の取組、地球温暖化対策(土壌劣化リスク軽 減)の取組、資材高騰等のリスク軽減の取組、環境 保全(小規模公害防除)の取組、環境保全(農業廃 棄物の再生処理)の取組及び病害虫まん延防止対策 の取組

上記の取組について、以下の事業が実施できるものと する。

- 耕種作物小規模土地基盤整備
- (ア) ほ場整備
- (イ)園地改良
- (ウ)優良品種系統等への改植・高接
- (エ) 暗きょ施工
- (才) 土壌土層改良
- イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
- (ア) 飼料作物作付条件整備
- (イ) 放牧利用条件整備
- (ウ) 水田飼料作物作付条件整備
- ウ 耕種作物産地基幹施設整備
- (ア) 育苗施設
- (イ) 乾燥調製施設
- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (工) 農産物処理加工施設
- (才) 集出荷貯蔵施設
- (力) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク)農作物被害防止施設
- (ケ)農業廃棄物処理施設
- (コ) 生産技術高度化施設
- (サ) 種子種苗生産関連施設
- (シ) 有機物処理・利用施設
- (ス)油糧作物処理加工施設
- (セ) バイオディーゼル燃料製造供給施設
- 工 畜産物産地基幹施設整備
- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場

(2) 産地合理化の促進

- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (工) 自給飼料関連施設
- (才) 家畜改良増殖関連施設
- (カ) 畜産周辺環境影響低減施設

以下の事業が実施できるものとする。

ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備

オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化

ウ 農産物処理加工施設等再編利用

イ 集出荷貯蔵施設等再編利用

工 食肉等流通体制再編整備

(ア) 効率的乳業施設整備

(イ) 集送乳合理化等推進整備

力 乳業再編等整備

事業実施主体 メニューの欄の1の(1)の事業実施主 体は、次に掲げる者とする。

(1)都道府県

ただし、飼料増産の取組を対象として 事業を実施する場合にあっては、別記1 に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条 件整備、自給飼料関連施設に限るものと する。

- (2) 市町村
- (3)農業者の組織する団体

代表者の定めがあり、かつ、組織及び 運営についての規約の定めがある団体等 をいう。

- (4) 公社(地方公共団体が出資している法 人をいう。以下同じ。)
- (5) 土地改良区
- (6)消費者団体及び市場関係者(別記1に 定めるものをいう。以下同じ。)

ただし、野菜の取組を対象とした、産 地管理施設の整備に限るものとする。

- (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (8) 食品事業者

限る。)

以下のアからウの場合に限るものとす る。

大豆製品又は茶製品の製造又は製 造小売(以下「製造等」という。)を 行う事業者が製品加工に必要な処理加 工設備を整備する場合

- イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の 製造等を行う事業者が製品加工に必要 な処理加工設備、甘味資源作物及びで ん粉原料用いもの種子種苗生産関連施 設、育苗施設、でん粉製造過程で排出 される未利用資源の堆肥化等に必要な 有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の 製造等を行う事業者が病害虫まん延防
- 止対策の取組を行う場合 (9) 民間事業者(別記1に定めるものに
- (10) 中間事業者(別記1に定めるものに 限る。)

国産原材料サプライチェーン構築の取 組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥 調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集 出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗 生産関連施設及び畜産物処理加工施設の 整備に限るものとする。

(11) 流通業者(別記1に定めるものに限 る。)

青果物広域流通システム構築の取組を 対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る ものとする。

(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般 社団法人及び一般財団法人

ただし、畜産物処理加工施設のうち産 地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵 処理施設並びに家畜市場の整備に限るも のとする。

- (13) 都道府県知事が地方農政局長等と協議 して認める団体(以下「特認団体」とい う。)
- (14) コンソーシアム (別記1に定める場合
- メニューの欄の1の(2) (カの(イ)を2 メニューの欄の<math>1の2 交付金の 除く。)の事業実施主体は、次に掲げる者 とする。
- (1) 都道府県 (メニューの欄のアからエま での事業に限る。)
- (2) 市町村 (メニューの欄のアからオまで の事業に限る。)
- (3)農業者の組織する団体
- (4) 公社
- (5) 土地改良区 (メニューの欄のアの事業 に限る。)
- (6) 食品事業者 (メニューの欄の才の事業 に限る。)
- (7)特認団体(メニューの欄のアからエの 事業に限る。)
- (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社 団法人及び一般財団法人(メニューの欄 のエの事業に限る。)
- (9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (10) 農業者の組織する団体が株主となって いる株式会社(独立行政法人農畜産業振 興機構法施行規則第2条の規定に基づ き、農林水産大臣が定める基準(平成15 |

- (2) のアからエま での事業の採択要件 は、次に掲げる全て の要件を満たすこと とする。
- (1) 受益農業従事者 が、5名以上である こと。
- 成果目標の基準を満 たしていること。
- (3) 別記1に定める 面積要件等を満たし ていること。
- (4) 当該施設等の整 備による全ての効用 によって全ての費用 を償うことが見込ま れること。

ただし、総事業費 が5千万円以上のも のに限る。

交付金の 1 交付率は定 額(事業費 の1/2以 内(ただ し、別記1 に定める場 合にあって は、別記1 に定める率 又は額以 内))とす る。

交付率

採択要件

1 メニューの欄の 1

の(1)の採択要件

は、次に掲げる全て

の要件を満たすこと

(農業(販売・加工

等を含む。)の常時

従事者(原則年間150

日以上)をいう。以

下同じ。)が、5名

成果目標の基準を

以上であること。

(2) 別記1に定める

満たしているこ

(3) 別記1に定める

していること。

(4) 事業を実施する

面積要件等を満た

場合にあっては、

当該施設等の整備

による全ての効用

によって全ての費

用を償うことが見

込まれること(別

記1に定める場合

ただし、総事業

費が5千万円以上 のものに限る。

設置する場合にあ

っては、原則とし

て、総事業費が5

千万円以上である

女性の参画促進に

資する産地基幹施

設の整備にあって は、上記(3)及

び(5)の要件を

適用しない。

(6) 別記1に定める

こと。

(5) 産地基幹施設を

を除く。)。

(1) 受益農業従事者

とする。

- 交付率は定 額(メニュ ーの欄の1 の (2) の (2)別記1に定める 業費の
  - アからエの 事業は事業 費の1/2 以内、メニ ューの欄の 10 (2) のオ及びカ の事業は事 1/3以内 (ただし、 別記1に定 める場合に あっては、 別記1に定 める率以 内))とす

る。

	年10月1日農林水産省告示第1538号)第2号に規定する基準に適合するものに限る)(メニューの欄のカの(ア)の事業に限る。) (11)乳業再編等協議会(別記1に定めるものに限る。)(メニューの欄のカの(ア)の事業に限る。) (12)コンソーシアム(別記1に定める場合に限る。) メニューの欄の1の(2)のカの(イ)の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第10条に規定する指定事業者とする。	設置する場合にあっては、原則として万円以上であること。 メニューの欄の1の(2)のオ及び大別要件は、別記 1に定めることとする。	
2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進 品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場再編促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備 、共同物流拠点施設整備 上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。 (1)売場施設 (2)貯蔵・保管施設 (3)駐車施設 (4)構内舗装 (5)搬送施設 (6)衛生施設 (7)食肉関連施設 (8)情報処理施設 (9)市場管理センター (10)防災施設 (11)加工処理高度化施設 (12)選果・選別施設 (13)総合食品センター機能付加施設 (14)附帯施設 (15)(1)から(14)までの施設内容に準ずる施設 (16)共同集出荷施設	3 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下 「市場法」という。)第8条第1号若は中央 は第2号に該当する地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計場で基準 場から転換している地方で開設を中央卸売市場を開設を開設を開設を開設を明売を中央の開売を中央の開設を明売を中央の開設をである。 (3) 中央卸売市場を開設をでは、 の開設を等の活用による公共施設等のでは、 の開設を等の活用による、では、 は、 117号)第6条に基づき選定された特定事業を実施する選に関する者となれる。 (6) (5) に掲げる者とは出えん者となっている法人 (7) 市場法第55条の開設がある者 (8) 特認団体 (9) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人 (10) 農業協同組合又は農業協同組合に限る。)	3 ができるだけでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	交額の内しに合はに以 で額の内しに合はに以 を費以 1場で1場で1率と

## 別表 1 の II 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ (第3関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
[先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ共通] 1 融資主体補助型 (1)融資主体型補助事業 先進的農業経営確立支援計画又は地域担い手育成支援計画(今後の地域農業を担う中心経営体等の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「支援計画」という。)に基づき、適切な人・農地プラン(別記2のIIの第1の3の(1)のアに定める人・農地プランをいう。)に位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)の基準を適用しないものとする。 ア農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕 イ農地等の造成、改良又は復旧	(1)都道府県 ただし、2以上	メニューの欄の1の(1)の事業の採択要件は、別記2のⅡに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	3 / 10以内
(2) 追加的信用供与補助事業 支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関 保証の活用を図るため、(1) の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融 資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。		メニューの欄の1の(2) の事業の採択要件は、別記2 のⅡに定める事業内容の基準 を満たすこととする。	定額
[地域担い手育成支援タイプ] 2 被災農業者支援型 (1)融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が認める場合に、農産物の生産に必要な施設等について、被災農業者経営支援計画(気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。)に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金(以下「プロジェクト融資等」という。)を活用して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト	市町村 9	メニューの欄の2の(1) の事業の採択要件は、別記2 のⅢに定める事業内容及び成 果目標の基準を満たすことと する。	3/10以内

融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 また、事業の要件その他の事業内容は、別記2のⅢに定めるほ か、経営局長が別に定めるところによるものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しない ものとする。 ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被 害前の当該施設と同程度の施設の取得 イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入 ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備 エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農業用機 械(耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除 く。)及び附帯施設(修繕により利用できるものを除く。)と同 程度の農業用機械及び附帯施設の取得 (2) 追加的信用供与補助事業 メニューの欄の2の(2) | 定額 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう の事業の採択要件は、別記2 機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合 のⅢに定める事業内容の基準 に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証 を満たすこととする。 付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補 填に充てるための経費について助成を行うものとする。 〔地域担い手育成支援タイプ〕 3 条件不利地域型 条件不利地域型補助事業 市町村 メニューの欄の3の事業の 1/2以内 条件不利支援計画(経営規模が小規模・零細な地域において、今後 採択要件は、別記2のIVに定 ただし、農業 める事業実施地区、事業内容 | 用機械を対象 の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体 的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。)に基 及び成果目標の基準を満たすしとする場合に づき、以下の(1)及び(2)の取組に対して助成を行うものとす こととする。 あっては1/ 3以内(沖縄 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないも 県で実施する 場合並びに水 のとする。 (1)農業用機械等の導入 稲直播機、細 ア 農業用機械等の取得 断型ロールベ イ 乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機、 ーラー、稲発 建物等の整備 酵粗飼料用口 ウ 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機 ールベーラー 械、検査用機械、出荷用機械、建物等の整備 及び家畜ふん エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備 尿の処理利用 オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物 に係る機械を 対象とする場 カ 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備 合を除く。) キ 農業用水の配管・ポンプ等の整備 ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益 地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生 産施設の整備 ケ 販路拡大、鮮度維持等のための施設の整備 コ 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備 サ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物 の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備 (2) 簡易な基盤整備 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行う かんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備 イ 畦畔整備 畦畔の除去及び改善 ウ 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修 エ 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道 路の新設及び改良 才 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポン プ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改 良、ほ場進入路整備等の整備 力 建物用地整備 新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造 成及び改良及び経営多角化のための施設用地の造成 キ 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のため の土地評定、測量及び許可申請

別紙様式1号 (第4の2及び3関係)

産地基幹施設等支援タイプ (1)総括表

都道府県事業実施計画

										1
		備考								
		¥;	- 本							
		英	# y 							
		優先枠加算	優先枠の 種類							
		英	# 7 ~ ~							
	加算ポイント	担い手等加算	ボイ 加算 担い手等 ント ポイント 加算の種類							
7	ПЦ	机消床阻	ば 対 が インン							
ポイント		<b>第</b>	ポン							
^		特別加算	特別加算の 種類							
	I	現況値ポイ	<u>*</u> \( \frac{\pi}{\pi} \)							
	成果目標工	成果 月	ボン							
	斑		羅丽							
	Ιà	現況値ポイ	<u>*</u>							
	成果目標I	成果口種	ボン・ボイ							
			瀬田							
クロス十分	日帰ると間を	H)	交付金							
今年2十年4年8年8年8日	格克里米名字	全体事業費 (円)								
		年月日								
			その他							
	負担区分(円)		都道府県費 市町村費							
	●		交付金							
	事業費		(田)							
非	中米に14	(工種、施設区分、構造、規	各、能力等)							
		対象作物・ (								)強化 合計
		1 4 11 ×		毎作物・地 域特産物	果樹	穀類乾燥調 製貯蔵施設 等再編利用	品質·衛生管理高度化 施設整備	移流効率化 に向けた施 設整備	卸売市場再 編促進施設 整備	産地競争力の強化
		政策目的 メニュー		産地競争力 畑作物・地 の強化 域特産物	産地競争力 の強化	産地競争力 の強化	食品流通の合理化	食品流通の 4	食品消通の割金組化	Ţ
	1	事業実施 士体名	i :							
		热区名								
		市町村名			p					
	1	海中	•	十二年	崔 23	産の	食1	食 22	食3	l

9 2

ж б

(2) 個別表

海中

度))		地域 衆及び 特認	<b>田</b>						
暦〇〇年		ポイント	担い手等優先枠						
平成〇〇年度 (西暦〇〇年度)	加算ポイント		田 別	77760	解ボイン	**************************************			
平成(	ληή	加算ポイントの	設定理由	1 特別加算ポイントの 設定理由	2 担い手等加算ポイン トの設定理由	3 優先枠加算ポイントの設定理由			
県名:		ポイント	現況合計	, (112)					1
(都道府県名			四戦		通				
	ポイント	田台庫分内公	名の言うため	(設定基準・項目)	(事業実施主体の現 況)				
	的な内容、現況値及び:		事後評価の検証方法						
	達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント	成果目標の内容	率 目標数値の考え方						
	1 職成		增減率 等等	(平成〇〇 年(西曆〇 〇年))					
			現状値	(平成〇〇 年(西暦〇年)〇年))					
į	1 11 %	(対象と なる作物 (品種を) (品種を) (品種を) (品種を) (品種を)	八する 別 と。)						
	*	パント スント ひな の 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	- - - - - - - - - - - - - -						
			一章		第				
	\ \ \ \	相心障分古公	名の同じ 7 F 3 4	(設定基準・項目)	(事業実施主体の現 2)				
	達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント	成果目標の内容	増減率 等 目標数値の考え方 事後評価の検証方法		E 22				
1月	Ι		目標値	(平成〇〇 年(西暦〇 〇年))					
産地競争力の強化を目的とする取組用			現状値	(平成〇〇 年(西曆〇 〇年))					
氧化を目的	1 11 1	(							
争力の強	χ,	事実主 業施体 対が物種む。。	名 等入こと。 ますす。						
産地敷		世 年 年 名							

1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。 「類別」 及び、同分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②に定める類別番号を記入すること。 2 類別 及び、同分子準通知」の別表1-2-①から1-2-②の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。 3 目標値」 及び、周辺が低の内容」の欄は、配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。 なお、「現状値」については、配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激走災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均 を現状値とすることができる。 4 目標数値の表に方と、ができる。 5 事務が値の機能方法」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。 6 「本者の一般である。」の欄は、目標数値の決定して、現状を明らかにし、どのような取組を行うことに発出できることを記入すること。 6 「本イント」の欄は、目標数値の決定して、関係を関しかによって、実践を開らかによりを認定して発出して、とのよりを設定した理由及び対応するボイントを記でして、対応するボイントを記でして、別様であるのがを記入するとして、 6 「本者として、対応すること。」のから1-2-②より選択した達成すべき成果目標のが成ま目標に対するボイントを記でして、対応するよイントを記では、 6 「本者を記録の情報、配分基準通知」の別表1 20 一切から1-2-②より選択した達成すべき成果目標に対するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合には、「(3)維修事業」に記入し、本表には記載しないこと。

設定理由 都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由 梅中

# 7 ~ ~

(注)「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

I 食品流通の合理化を目的とする取組用

平成○○年度(西暦○○年度)

(都道府県名:

		編		
	英提	条件 及認体 び団		
		会計		
	ポイント	<b>古</b> 尊		
	*	画		
!値		事後評価の 検証方法		
達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値		目標数値の 考え方		
の具体的ス		加算ポイ ソト	海 大 かの 成 水 イ 大 の 水 は い り る の は い り る の は は り の の の は い り の り い い な い な い な い な い な い な い い り に り に り に り に り に り に り に り に り に	
.果目標		華等	○ ※ ※ ※ ※	
べき成		画		
達成す~	標数値	目標	参売コスト (平成△ ○本年(西暦△△ 年))	
П	目	担	○H ○E	
		現狀值	参 ドレス (4年 (四 (中))	
	日番4	を存む 一型なな 日本なな	(参照 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	
	4	類別 (本々	卷整	
	,	付計	# 127	
	ポイント	担算		
	*	甲鬃		
]値		事後評価の 検証方法		
3:内容及び現況値		目標数値の 考え方		
達成すべき成果目標の具体的な内容及		古 ず パト アト	海 下の が の の が よ の の の の の の の の の の の の の の	
き目標の		本等 本等	○ ※ ※ 女 一 世	
:き成集		74.0	% <	
<b>幸成す</b> ペ	標数値	目標値	低温売場 販売率 (平成乙 △本年(西 暦△△ 年))	
I	目標		0 % ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞	
		現狀値	を 日 〇 (	_
		標の 本的な 内容	(物品辭族 低温: 四線 低温 (物品辭族 低温 ) 面積 医	
	4			
	~	温麗」	品 質 衛 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德 德	
	供機	<a href="https://displays.com/"></a> <a href="https://displays.com/"><a href="https://displays.com/">https://displays.com/</a></a></a></a></a></a></a></a></a><td></td><td></td></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a>		
	抻	市場名 施	n. in	
		五 左 五 五 五 五 五 五 二	○○ → → → ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		E	# 00	Ш
L	1	<b>海</b> •		

(注) 1 「番号」の欄については、総括表と同様の番号を記入すること。

2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。

4 成果目標を2つ設定する場合は、「達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値」の1及び11の欄にそれぞれ記入すること。 3「メニュー」の欄については、要縮別表1の1の2のメニュー欄に定める取組を記入すること。

「類別」の欄については、配分基準通知別表2の類別に該当する内容を記入するこ

6 「成果目標の具体的な内容」の欄については、配分基準通知別表2の内容及び達成すべき成果目標の基準に沿って、記入すること。

7 「目標数値」の欄については、配分基準通知別表2の達成すべき成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。

なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。

8 「加算ポイント」の欄については、配分基準通知別表2の食品流通の合理化に係るポイントの欄の右欄のいずれかの加算に該当する場合に記入すること。 9 「目標数値の考え方」の欄にあっては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。

10 「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。

11 「ポイント」の欄については、配分基準通知別表2より選択した達成すべき成果目標及び加算に対応するポイントを記入すること。 12 「地域程案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。 13 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、「(3)継続事業」に記入し、本表には記入しないこと。 14 配分基準通知別表3のうち「グローバル産地計画」との連携加算ポイントを設定した場合は、備考欄に設定理由を記載すること。

	* >	
	設定理由	
都迫肘県の優先的事業加昇ホイントを設定した理田		
都通	梅中	
164		

| | (注) 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

(3) 継続事業	事業			•			(都道府県名:	<b>県名</b> :	平成〇〇	平成〇〇年度(西暦〇〇年度)	)年度))
	47 12 141	事業実施期間	事業実施	77 7 7 7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	達成すべ	達成すべき成果目標	事業内容 (工種、施設区	事業費	負担区分 (円)	(田) {	無
日 日 子 子	居 区 人	開始年度完了年度		反承日氏			分、構造、規格、 能力等)		数道府県費 本町 土町 土井 豊	5月 その他 その他	
					成果目標I	成果目標Ⅱ			Tm Ch		
				産地競争力 の強化							
				食品流通の 合理化							
(共)	本表にく	ひいては、事業実施期間	目が複数年の	)事業の9年	:  庫月以降の散	頃のうち 本表料	太表については、事業事施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、太表提出年度における事業費等を記入すること	<b>等を記入す</b>	インタ.		

本表については、事業実施期間か複数年の事業の2年度目以降の取組の2ち、本表提出年度における事業實等を記入すること。 また、複数年の事業実施期間中の年度別の計画について、 (3) 別添に記載すること。 -(H

「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。 「達成すべき成果目標」の欄については、複数年の事業の1年目において設定した成果目標の内容を記入すること。 なお、複数の成果目標が設定されていた場合は全て記入すること。

「事業内容」の欄にあっては、要綱別表1に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等 附帯事業の内容等を含めて記入すること。 2

14

0 m 4

(3) 別添) (別紙様式1号

産地基幹施設等支援タイプ年度別実施計画書

本業実施   本業実施期   本業実施期   本業実施期   本	£ (;	事業実施期	明を24	年度別計画表(事業実施期間を2年以上とする場合に限る。	トる場合に	限る。)							(都道府県名:	. 県名:	平成	平成〇〇年度(西暦〇〇年度)	(西暦〇〇	)年度))
事業実施 欧策目的 メニュー 開始年度 (下円)     ・						事業争	<b>퇃</b> 施期間					年	:度別事業内	1容及び事	<b>業費</b> (千円)			
主体名     一     開始年度     完了年度     うち     事業内容     事業費       ○年度)     ○年度)     ○年度)     ○年度)     ○日度)     ○日度	素			功能目的	] !! ~			総事業費 (千円)		平成〇〇年	:度(西曆C (開始年)		平成〇〇年	:度 (西曆( (2年目)	○○年度)	平成〇〇年	≡度 (西暦( (3年目)	○(年度)
平成〇〇年度(四階) (四階)	3			<u> </u>	1		完了年度		がな 交付金	事業内容	華業	かな 会社会	事業內容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	ジセ 交付金
						平成〇〇年 度 (西暦〇 〇年度)	平成〇〇度 (西暦 〇年度)											

<sup>「</sup>市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。 「事業内容」の欄については、各年度における施設整備内容等を記入すること。 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。 01 to 4 to

別紙様式1号 (第4の2及び3関係)

# 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ

# (1) 総括表

<b>^</b> >			多な対	作・ <del>K</del>	1				
라ポイ			後帯(②様人)多な材						
合計			⊗他産業 との連携	東本と ころとろう 東本とし 東京との 東京との 東京の 東京戦争の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	-				
<u></u> 50/				27 Im (を) 整ちを正した。 経自産工売体行いは さら、ののであた P 体生加減(多て又う)	`				
(地区の				産計と連地画の携					
~			<ul><li>⑥女性の</li><li>母額</li></ul>	ТТ					
7			考成の	受職が年齢で記録されませる。 対案、年齢では を を を を を を を を を を を を を					
隼术			<ul><li>⑤農業者の 育成</li></ul>	農研生受入てる業修をけれい。 受農が年修で認び業た					
配分基準ポイ		<b>浦</b> 助型		農世材事(開型交受い 業代技業産站(付けな 次人資 営 のをてい 裏 研生 受入 て る	2				
配分		I 融資主体補助型	④新規就農	80で最着	3				
		I 融資	<b>④新</b>	新就者) 定農にる規農 認就者限(					
			指言 护义	VS 配を得てる に証取しい、 海 敬者・ 定農にる	-				
			③経営管 理の高度 化	法化てるは人す人しい又法化るの話を作っる					
			②資種: 経面の-						
				目ン 新就者 標ト 規農	=				
			頁の拡	イポ 新説者外 イガ 規農以 イブ 現農以 ン 薬品者	1				
			付加価値額の拡大	現ン直年の業1当り付価額以状ト 近度就者人たの加値がある。	1				
			付加	アポ 直年の加値 近度付価額 野ソ 画年の第二当以付金券					
	#	と 型 悪		②経改図め 農営善るの組 業のをた取					
	» 44, III	** <b>  </b>	通田						
		<u>*</u> ₩	1	①農の経 被業農営維 災者業の特					
		로 <b>4</b>		⑥業営法化・農経の人					
(本)		I 条件不利地域型		⑤薬 営 複 化 農 経 の 合					
経営体)		件不利	項目	国産の付価化 最物高加値					
		米		は ③業の産化 農の次業					
(単位				②作業○ 単校出解					
目標(			ı				1		
単田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				で業営法化 の業営法化 職経の人					
成果		副		と の 業 は 後 に の 来 は の の の の の の の の の の の の の					
		本補助		到 15 名 2 点 图 16 名 2 点 图 17 名 2 点 图 17 名 2 点 图 17 分 机 18 分 元 第					
		I 融資主体補助型	画	後の毎日頃後位荷た収の加単面当り畳増					
		遥 I		発面の大③産の値上農物価向					
				古領広 ②営積拡 経面の大					
	H	14		車力 st ①加値の大 付価額拡					
		f用供生 業		田種の画種の	+	-			<u> </u>
		追加的信用供与 事業		保 稚 灩 氮 氮 氮 氮					
事業費	本	則				-			<u> </u>
<b>手</b>	全			車 也 :	+				
		事業費		国権金					
			上	<b>序数</b>	_				
	Ш								
			事業內容 I -1 融資主体補助型 (朱油的農業務後確立書級タイプ)	(************************************					
		- - -	事業内容 強質主体 **&**	1 - 2 融資主体補助型 (地域担/平青成支援・イブ)					
		ĺ	-1 -1 -1 -1 -1 -1	12.2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
			- I						
	切な	・プが農うた	ないないはまれる目	標ま適人地ン成こしる年で切・プをすとて、度にな農う作るとい					
	澚	人型)		市村 都府名 町又は道県( 標ま適人地ン成こしる					
			事実主						
				五 五 五 五		-			
				<del>后</del> 本 巴 名					4
				No					

(世

1 記載は、(2)の I 及びII の個別表の地区別の記載から転記すること。
2 「事業内容」の欄の記載に当たっては、I — 1から皿の別を記載すること。
3 「市町村名」の欄の記載に当たっては、I — 1から皿の別を記載すること。
3 「市町村名」の欄の記載に当たっては、I — 1から皿の別を記載すること。
3 「市町村名」の欄の記載に当たっては、I — 1から皿の別を記載すること。
4 「適切な人・農地ブランが作成されている又は目標年度までに適切な人・農地ブランを作成することとしている」欄については、都道府県において、別記2の II の等のであるか確認した上でチェックを行うこと。
4 「適切な人・農地ブランが作成されている又は目標年度までに適切な人・農地ブランを作成することとしている」欄については、都道府県において、別記2の II 配名の要件を満たすものであるか確認した上でチェックを行うこと。
5 同欄について、条件不利地域型にあっては「地区の要件」と読み替えるものとし、都道府県において、別記2の II 配名の II 配名の II 配置 全体補助型の配分基準では、(2)の I の「I 配資 主体補助型の配分基準項目(別記2の別表10ー2及び10ー3参照)」欄及び I の「A条件不利地域型の配分基準パイント」の欄については、(2)の I の「I 配資 主体補助型の配分基準項目のの表し、地区内の農地の集積状況について面積を記載すること。
5 「配分基準パイント(地区の合計ポイント)の欄については、別記2の別表10ー4のポイント算出のため、地区内の農地の集積状況について面積を記載すること。
5 の記載に当たっては、事業に取り組む助成対象者以外も含めて、事業実施地区内の状況について記載すること。
5 の記載に当たっては、確災農業者支援型のみ記載を行う欄のため、配資主体補助型のみの事業を実施する掲載に当ること。
8 ※印のある欄については、被災農業者支援型のみ記載を行う欄のため、配資主体補助型のみの事業を実施する掲載:下段に変更前の内容を記載すること。

		編卷									
			配分基	みずん	- 40~	(5) + (1) = (3)					
			-			* \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
		于人	田田		出						
		実施前年 <sub>]</sub> した	3上が機構活	1日現在	月現在	う 準) 集 ち 活 新 種 後 用 現 面	ha				
		左記のうち事業実施前年度 から増加した	農地集積面積の3割以上が機構活用	事業実施前年度の4月1日現在	〇年〇月〇日	舞と集 古農 型 型 国 (a b)	ha				
		左記の	農地集積	事業実施前	〇年	担にさ農い集れ地積(口)	ha				
	加			<del>1</del> 11	まで						
イント	割合の増	以上増加		末現在	見在	<b>集</b> 積	%				
基準ポ	②農地集積割合の増加	[より1割		要望調査の前月末現在	〇年〇月末現在	担にな農い集れ地積。 ・種た地積(e)	ha				
<b>玄配分</b> 。	(2)	33年度前			O	全 医	ha				
融資主体補助型に係る地区配分基準ポイント		担い手への農地集積率が3年度前より1割以上増加		月1日現在	日現在	集積率	%		 		
り型にも		手への農		事業実施前3年度内の4月1	〇年〇月〇日	担にさ農り集れ出積中穂た面	ha				
:体補助		はい。		事業実施前	〇年	路 全 医	ha				
資主						加点					
上	農地集積	%以上		月末現在	<b>弓現在</b>	集積率	%				
	①担い手への農地集	集積率が80%以上		要望調査の前月末現	〇年〇月末現在	担にさ農い集れ地積年積た面	ha				
	III III III	<b>₩</b>	· · ·		)	地 全 国 職 出 養	ha				
	11	人・ 実質化の 取割				・ イ・		 	 		
	47 # 1	人・ 展型 実質化				・ 人う ・ 人う ・ 人が ・ 人が は と は と と と に が の に が の に が の に に に に に に に に に に に に に					
	配基ポン字値()分準イト均値()										
						₹ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
			<b>∞</b> 1	雇用							
		}	(C)	権悪	批画	IK					
		쾗				mの法人化 					
		<b>科</b>				耳の複合化					
		4不利,				の高付加価値化					
		11条(				o 次 座 **********************************					
		ŀ				乗地の 解消					
< \ )		ŀ				傾の拡大					
\	_										

(個別表) (2) 融資主体補助型及び被災農業者支援型

1998年   19			1		Today 11/ 1-4 ab a	1		ı		
1998   1998			(大 ) (大) (大)	计	过的用与業 (円) (月) (月) (月) (月)					
1998   1998			的信用 希望の 用する   を記		保希融领円証望資額(					
####################################			型部 田田 田(田)							
####################################		類	<b>須</b> 類		农					
1995   1995	<b>)他</b>	融	(2) (2) (3)							
1995年   19	20,									
1995年   19			機関		区					
1997   1997			俄屬		整理審予					
1997   1997			世 田 教 田 教 中							
1997年   19			保置有無談の合							
1				- 40 /	うち国費					
1995年   19			消稅人除參		除稅額					
1995年   19			配分積算額 (実要望国費) (円)							
A		*	園設の特芸及帯の芸共う定施び施士施済ち園設附設済	単額 (単数 ) (世報 ) (世	E					
1995年   19				やも	Ê	;				
1995年   19	情報			声影	Ĥ					
1995年   19										
1995年   19	성론		<u> </u>		<u> </u>	:				
1995年   19			海顧	自資已企	Ē					
1995年   19			<b>黎</b>							
1995年   19			松							
1997年   19			<u> </u>	国 転	<u> </u>					
1997年   19		*	国浦金章の禁庫助額定基と	%な事費こる業費						
#	[		目本を多り双							
1			Γ							
	級 沿			書の関注	理する棟番号					
	で済み さん		辞法及能の開発を提りを発送を指する。							
	★ ★ ★ ※		施設の経過年数							
株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式			険等が会の称							
中国	入情		6 年 年 4							
中国	\$加〕		不							
中国	険等			口						
本文字	昳		園設の対設無当芸共引象の(は	<u> </u>						
大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学			規模決定の根拠	!						
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	事報									
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	等情		名力 称·	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※						
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	描誤		後 を を 様 無 無 無	※ ○・、 和 ○)	<b>†</b>					
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	42		助成対象者毎の様ろ規	<ul><li>と整備内</li><li>ラファ</li></ul>	容の整理番号					
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	一人									
#	,;₹ľ		整備內							
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央	$\vdash$		H <sub>ि</sub> व्या							
中央			<b></b>	農類型	 X		 		 	
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央			の詳糸							
中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央   中央			· 是 是	業者等 5分	区分					
中央	華報		載	認定農						
中	幸									
中	農業		¥m  ×	_	\ <del>\</del> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		_			
中   中   中   中   中   中   中   中   中   中			数 分			-				
中   中   中   日   日   日   日   日   日   日				<b>光計道</b>						
本										
一     中       五     五       五     五       五     五       五     二       五     二       本     二       業者在上本行通訊()     二			地区毎の助は	<b>以对象者</b>	の整理番号					
市村       A       B       A       B			事業内容 1-1 融資主体補助型	○CDEDJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ	国					
市村       A       B       A       B			業施体市	対は道門	下 <b>在</b> 张 (					
に 本	$\vdash$				₹ 11		4		4	+
<u> </u>	<u> </u>						为		和区	
2	<u> </u>		+				+-1		+4	√□
	<u> </u>			No						

 $\stackrel{\textstyle ()}{\boxplus}$ 

記入に当たっては、助成対象者ごとに、導入する1施設等ごとに記載すること。 「市町村名」の欄については、都道所県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。 被災農業者支援型の場合、「地区名」の欄については、記載を要しない。 「事業内容」の欄の記載に当たっては、I ー1、I ー2及び皿の別を記載すること。 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、(3)の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、(3)の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。 「成果目標の設定状況(別記2の別表10ー1参照)」の欄の「単位」欄について、整理番号表®に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。 同欄の「導入する施設等と成果目標の項目の関連」欄については、導入する施設等が成果目標の達成にどのように関係するかを詳細に記載すること。 「1 融資主体補助型の配分基準項目(別記2の別表10ー2及び10ー3参照)」の欄のうち、下線部分は別記2の別表10ー3に関する事項であるため、地域担い手育成支援タイプのみ参照すること。 ※印のある欄については、被災農業者支援型のみ記載を行う欄のため、融資主体補助型のみの事業を実施する場合は欄の省略を行うこと。

	② 參 茉	24 <b>∠</b> †	2の育成・	海呆			1	1	1	
		7 1+	1		・の習高化 つい又行					
	8他産業 との連携				3 うい又子3 等経の度を行てるはうよの営高化 つい又行					
		F			を行てるはうし つい文行					
	<ul><li>図女性</li><li>りく</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><l>口<li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口</li><li>口<td></td><td>H 大産地計画</td><td>との連</td><td><u> </u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></l></ul>		H 大産地計画	との連	<u> </u>					
$\wedge$		ОЩФ		. 5 内 修 了	・独、就又定者っ					
を記入	<ul><li>⑤農業者</li><li>の育成</li></ul>				とし立認農は農とたべてし定者認業なり独、就又定者の					
			禁 世 人 受 農業 研 後 生							
$\lceil 1 \rceil$	④新規就農	ф			は地の付受てなる方が、交をけいい					
12日	<b>④</b> 新	ಡ		()認定部に就農し	農者に限る)。					
5項	<ul><li>③経営管理の高度</li><li>化</li></ul>	7	GAP 記録を得て 証取しい	Ю						
該当する項	(3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	7			法人化する					
談		(*) 4	アにし経で継へ款な営、#エ当い体面+	食を な行う						
兴) <	¥	₩ Ĥ	機を を を は と と ス ス ス が り の は な り る は り る り る り る り る は り る は り る は る は	國 別 別 派 第 編 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 着 新 着	1. 25ha 1. 以上 2. 以上 2. 以上 を行う					
3 参照)	の拡フ	H (2)	構用に、、はをしなか面上	が が 大 大 大 は は は は は は は は は は は は は	1 Pa					
1	面積									
及び10	②経営面積の拡大	7	を 機性しいな 神用しいの。 ななだい。 ななながれた。	型法 U X B I I I I I I I I I I I I I I I I I I	e 上 大 う ・ 0 ) の を ・ 2 ) ) 却 作					
$^{\circ}$	٧	7	機活 て り つ 3 律用 て ソ つ 3 を 日 お ソ ハ か カ か カ か カ か カ	問 作 作 動。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	0.5h 200 3位 3位 3位 3位 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30					
10 -		7	機能を開発しませた。 ひょうかい かいかい かいかい かいかい かんがん かいかん かんがん かんがん かん		pa) 以 大 た か が が が が					
別表10			9件 7	ө	基準額の4%増し以上					
$2\mathcal{O}_{\mathcal{F}}$			目標年度の付 額 試農ポイント た者に限る	р С	基準額の2%増し以上基準額の3%増し以上					
딞			(神熊引	-Q	基準額の2%増し以上					
目 (別			ロン 加	ed	基額)農経年×万円以 準 就後過数 C (上					
			(ア) 目標年度までの付加 価値額又は就業者1人当た りの付加価値額の拡大率	f g	8 % <u>3 (8</u> 과 귀 8 % 고 규					
分基準項		7 7	黄 業 き も り り 力	٥	88 % <u>51</u> % 31 41					
)配分	$_{ ext{ iny }}$	目標ポイ	標年   は就  価値	p o	5 % 다 영화 비 8 % 이 영화 비					
融資主体補助型の配	付加価値額の拡大	Ħ	イ) 信額 の 付加	р	21 % 20 8 3 3 4 1					
補助	五値簃		1	f a	05 전形갖七 0 % 80     33 대					
主体	付加值		(イ) 直近年度の就業者 1 当たり付加価値額	Θ	82万円以上					
融資	$\Theta$		<b>訂近年</b> こり付∵	р 0	27.5					
I			(Z.) 1.	a b	0 21 21 21 21 21 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31					
				Į.	% 8 万円以上 8 (5 円以上					
		現状ポイント	直近年度の付加 ラ	0	% 3 万円以上 4.					
		状ポ~	[近年]	ت د	2100 2100 2100 2100 2100 2100 2100 2100					
		H.,	<u>(ア)</u> 価値額	ф	<u> </u>					
		~		の	に合チッをれこり 場はェクスるこう 図 互田以上					
					成果目標の項目の関連に合チッを打し					
				単 広 拡大又は縮減率 じ% )						
					単位					
		藻								
		選択目		27年度日			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
		刪		居 村 工 中 東	ш					
				現状(年度)現状値						
É	の設定状況(別記2の別表10-1 参照)				U — ;;					
,	0 - 1				成果日標の項目の関連					
1	別表1			拉大又1	は縮減率(%)					
(	7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7	1		3年歩三	目(目標値) 					
1		選択目標:		2年度日						
<u>[</u>	状况	選択		□年度□						
	)			現状値						
				現状(ご						
B	双果目標		単く上、	3 植没等;	成果目標の項目の関連コード		<u> </u> 	<u> </u> 	<u> </u> 	
			NRT 1 / John Ja	拡大率,						
		立大) 維特)			<b>)</b> 本位					
		必須目標(付加価値額の拡大) (被災農業者の農業経営の維持)		3年度日	m(目標値)					
		付加価! :の農業		27年度日	ш					
		目標 (: :農業者		年度。	ш					
		必須(被災		現状値	11_ H-N	<u> </u>				
				現状(ご	コード					
			I				I	<u> </u>		

|--|--|

		適か十な用見まる正つ分利が込れ理由	ı			1			
	る画	期さる作れ効果							
	京家	終目 ) 理等 / 計算 / 準間 / 年間					_		
	施設	政 祖 祖 祖 年 年 本 本 参		-					
		紫 所 受 面	(F)						
			(h a)						
画	₹	海	(F)						
施設等の利用計画		在 発 を 関 職数							
施設等	機用機関を関係を受ける。	/年間	(年用)						
_	機械利用及は加加を設置を受けます。	年間	(#H)						
	徐問者:  校数数	<ul><li>■ 基</li><li>■ E</li><li>▼ </li></ul>	3						
	利用(稼働) 期間及び利用者数 (年間)	老 (黎德) (黎德)							
	河	÷	3						
	管理	飛員	3						
61	◎ 罹用								
<ul><li>13条件不利利城型の配分基準項目 (別記2の別表11-2参照) &lt; 該当する項目に [1]を記入&gt;</li></ul>	(D) 類就 環境	うちの歳以下							
み は は は は カン	◎ ● ● ● ●	雁営の法人化							
(型の配分 (参照) < 「1」を新		%の高付加価値化 産営の複合化							
★和利用 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		<b>欧莱地の解消の5次産業化</b>							
11条件 の別	_	国積の拡大							
		導す施等成目の日闕入る設と果無項の連							
		単位 拉大率)%(							
	3標2	3年度目(日標値)	_						
()	選択目	7年度日2年度日							
§111−13		現状値							
(別記2の別表11-1参照)		ヨード現状(年度)							
		導す施等成目の日関入る設と果標項の連ニート		+					
成果目標の設定状況		拡大率 "%)							
<b>戊果目標</b> :	11	○年度目(目標値) 単位							
44	選択目標	2年度目							
	删	<b>思</b> 状值 1年度日							
		現状(年度)							
	用数年	n − ½							
か 高	当保 耐用 背置 年数 5.有 (年	無数の合「記(		+					
		世控税(m) うち国書							
	配分積算額	を要望国費 (円)							
	星								
		・ か (田) (田)							
経費情報		市 (田) (田)							
松		海 河 ( 田 )							
		由 (E)							
		無 (日							
		# (							
共済加入情報		保険加入年月保険会社等の名称	_						
井塔加	  明	施共の受象設有(当し記入  設済引対施の無該はを(	3						
		規模決定の根拠							
情報	機械等名称 B7%能力•抽	<ul><li>(職 ※ 次 ㎡</li><li>(本) ・ √ ㎡</li><li>(本) ・ √ 。</li><li>(本) ・ √ 等</li><li>(本) ・ (本) ・ (本</li></ul>							
-	対式 寸機 な	象者毎の整備内容の整理番众様 ※力り㎡	中	_					
		女	- 17						
	整備内容	類 開 梅 卓 区							
嚴		公公公職用權品							
農業者情報	対象者区分	難 題 海 中							
MEX.	-1×	数 名 ◆ 。 ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③							
		四							
	型区	型 色の助成対象者の整理番号		+					
		事業内容 (II 条件不利地模型)							
		日 条 件 条 件 7							
		五 A (I)							
		七本 百名 老			型区			地区計	抽
		N ##			型			귂	∢□

(注) 1 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、(3)の先進的農業経営確立支援タイブ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。 2 記入に当たっては、導入する1施設等毎に記載すること。 3 「成果目標の設定状況(別記2の別表11-1参照)」の欄の「単位J欄について、整理番号表③に例示した記載の単位を基本とする。例示に治わない場合には、適宜単位を記載すること。 4 同欄の「導入する施設等と成果目標の項目の関連1欄については、導入する施設等が成果目標の達成にどのように関係するかを詳細に記載すること。 5 本要網第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

# (3)先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表

	④営農類型	本		⑤整備内容	9容(1 融資主体補助型及び皿被災農業者支援型)		<ul><li>⑥ 金融機関</li></ul>	
①事業内容	番号	区分	分類基準	番号	区分	苏	番号 区分	
~ 2 年午考於 80条曲55米 4/1 国田华七千 线幅			25 中华 1 中华 1 38 1 38 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	トラクター		1 農協	
1-1	-	+ H	備、友親、雑教、いち類、立類、工芸房作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生	2	コンバイン		2 農協連	
(デアタ数年完全主、日料年)届出界が主教館 6-1	-	外用1F	産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物	3	田植機	細化	3 農林中金	
1 西国上书画约书《西蒙古·丁月以入汉》。			ダンセン・ 石 ロ シ・ 百 ロ		乗用管理機	继田		
1 条件不利地域型			稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物			₩ 1		
	2	畑作	の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売による名のできません。		チメント	¥		
II 被災農業者支援型			25.変元なべ、同ショ放発出ン成木十重支数売収入と比べて最も多い経営	~ ¤	GFSMAタンスから全番港		2 信用金庫	1
				T	C V I I I I I I I I I I I I I I I I I I		T	
			21.00 t t t + em t + em t + em t t +		ハノス 女士枯む			
いは発動で多	3	露地野菜作	野染作裕宜のうち、露地野珠の販売収入が踊い野野女の町帯収入以下かれる治	01	14- an	11 13	Ť	
②对家省区分 1 晶效十件油用用					<b>町柴間突</b> 脳改 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 • 1	11 (17m) fy	1
					で作が	化油	6 唱教 (教令) 維潜	
R.S.			:	Ť				
1 十つ南西子 1 十つ南西子 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4	施設野菜作	野染作経官のうち、露地野染より施設野染の間帯内へが多い経覚		た が世上庫・加通対称地政 本々(中田4)		<b>争</b>	
このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ							1 位1/10月形 中年代非田谷今	
				14	田口(吳/小) 太 仝 (		7年80年10日	
展地中間管理機構から賃借権等の設定等を受 人・展地ファン  4   けた老					(東湖)	¥≨#	公里 公里 公里 公里 公 一 。	
	5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物間売加ファドベイ島も名い終売		(略奏)	234	公庫其金	
			では、そのから、再回		高智 (その他) はよっ! 関	• 怨	公庫資金(んの他)	T
<ul><li>(件个利地)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)</li><li>(上)<td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>北</td><td>b    校貞金 (ノロハー貞金)</td><td>1</td></li></ul>						北	b    校貞金 (ノロハー貞金)	1
番号					堆把瓶袋			
農事組合法人	9	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施ませまで配手作。21.1 エネイの光		機械(畜産関係)		(8) コード (成果目標)	
2 1 以外の農地所有適格法人			設化さの販売収入以上でめの権治	23	その他畜産関係施設		I 融資主体補助型	Ī
3 特定農業法人				24	農産物加工施設 加工	Н	番号 区分	単位
4 特定農業団体				25	環境衛生施設		I ① 付加価値額の拡大	E
5 集落営農組織	t	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの	26	ほ場観測施設	W.	1② 経営面積の拡大	ha
6 農用地利用改善団体	`-	角製化が		27	中間拠点施設	2 左	1③ 農産物の価値向上	田田
7 その他法人					<b>加</b> 散等			kg
8 その他任意団体				29 ■				H
			発画の   正式   これの でき 画路   の 単光		日本 1	打岩		-
	∞	酪農	開展の駅が収入がつり、国政独当の原来出画物 販売収入 アナバイ 書き多い 経覚	T		当	Ť	1
			I 1111			始金		T
				T		如 狸		
農業委員会				Ť	5盤整備		 	
13 第3セクター等	6	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁	34 J	地域提案	提案	番号 区分	単位
	,	- 1 K	殖用雌牛の飼養頭数が多い経営	1 条作	条件不利地域型		II 経営面積の拡大	ha
Ⅲ 被災農業者支援型				番号	区分			ha
番号				1	農業用機械等		II③ 農業の6次産業化	
	10	目本任	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖	2	乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備		II ④ 農産物の高付加価値化	E
2 被災証明を受けた者 (農業者の組織する団体)	Q.		用雌牛の飼養頭数以上である経営	9	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機	用機	II ⑤ 農業経営の複合化	
					<b>悈及び建物等の整備</b>		Ι⑥ 農業経営の法人化	
					野菜、果榭等の育苗に必要な施設の整備		II ② 雇用	$\prec$
③農業者の詳細 (17.3. 元代 - 1.1 - 1.2.)	11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物 販売的 3 と ドジア 号 * 名 い 終 音		農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備ニュニュニのでででは、ハベニンエニュニュニュニュニュニュー			
>態の別の区分)			及どなくのだ、こまり多い用可		<b>唯肥製造</b>		>農業者支援型	:
番号 区分				7	農業用水の配管・ポンプ等の整備			単位
1				∞	防除機能、士づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される 栽培機能の他に音描機能を併せなる生産権勢の整備	れる		≺ -
Z (四人)	12	採卵養鶏	採炉養鶏の販売収入が他の宮農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	0	大手な   では、日本のでは、一十年のできた。 大手のにない はんしょう しょう という はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん	_ 	(名)	<
(認定農業者等の区分)								
本中 マントン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン					14分 20分割 17年 17年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18	Ħ		
			アコンコー 薬館 の 田 丼 口 1 3 4 6 5 車 選 用 屋 田 戸	11	双治官性技術・辞呂官性に関する指导・姉修、工場分析、作物の品貨使圧、工地の利用調整等に必要な機器の整備	E E		
2 集核営農組織	13	ブロイラー養鶏	ノロイン 要編の 要業生産物販売収入と比べて最も多い経営	12				
新規就農者(認					11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1			
					用排水整備			
1、3、4及0	14	その街	上記の営農類型に分類されない経営		農道整備			
				16	農地保全整備			
				17	建物用地整備			

事業費の内訳 (全支援メニュー共通) က

(都道府県名:

平成○○年度(西暦○○年度))

(単位:円)

北線

交付金

交付金

都道府県附帯事務費 交付金 小計 午数 交付金 継続事業 継続事業 事業費 實 件数 農業・食品産業強化対策整備交付金(産地基幹施設等支援タイプ) 校付金 新規事業 事業費 件数 産地基幹施設等 支援タイプ 産地競争力の強化 食品流通の合理化 (1)

(注) 継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

交付金 (単位:円) 総評 交付金 十二十二 市町村附帯事務費 附帯事務費 都道府県附帯事務費 交付金 (2) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金 (先進的農業経営確立支援タイプ) 交付金 事業費 事業費 件数 先進的農業経営確立 支援タイプ 融資主体補助型

農業・食品産業強化対策推進交付金(地域担い手育成支援タイプ) (田) (3)

交付金 (単位:円) 北線 交付金 交付金 市町村附帯事務費 附帯事務費 都道府県附帯事務費 交付金 交付金 事業費 事業費 件数 地域担い手育成 支援タイプ 被災農業者支援型 融資主体補助型 条件不利地域型 2

11111111 (4) 総

(単位:円) 総評 交付金 附帯事務費 交付金 事業費 事業費 件数 農業·食品産業強化対策整備交付金 農業·食品産業強化対策推進交付金 

4 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農	!業・食品産業弱	<b>氧化対策整備交付金</b> (	農業・食品産業強化対策整備交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	§ 身份
M	分	金額(千円)	内 容	人
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
領				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
√□	11110			
※金額の欄は、	国費ベースでに	※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。	記入すること。	

23

(2) (目) 農ア 報道府県	(目) 農業・食品産業強化対策推進交付金 都道所県附帯事務費		(先進的農業経営確立支援タイプ)	(都道府県名: 平成○○年度	平成〇〇年度(西暦〇〇年度))
	<i>₩</i>	金額(千円)	内容	内就	
粉与					
職員手当等					
報酬	委員手当				
旅費	普通旅費				
	日額旅費				
<b></b>	委員等旅費				
賃金					
共済費					
報償費	謝金				
需用費	消耗品費				
	<b>然料費</b> 會糧費				
	(日間製本費)				
===	修繕費				
<b>役務費</b>	通信運搬費 自動車損害保険料				
使用料及び 賃借料					
備品購入費					
委託料					
公課費	-Ш				
√□					
※金額の欄は、	※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。	事業費ベースで記	記入すること。		

11 t 1 t	1111 7 77 75				
M	分	金額(千円)	内容	内	
旅費	普通旅費				
	日額旅費				
	委員等旅費				
小計					
賃金					
共済費					
報償費	謝金				
無 用費	消耗品費燃料費				
	食糧費 印刷製本費				
i	修繕費				
小計役務費	通信運搬費				
使用料及び 賃借料					
備品購入費					
委託料					
<b>√</b> □	<del>1</del>				
※金額の欄は、	※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。	事業費ベースで記	3人すること。		

(3) (目) 農 ア 都道府県	(目) 農業・食品産業強化対策推進交付金 都道府県附帯事務費		(地域担い手育成支援タイプ)	(都道府県名: 平成○○年度(西暦○○年度))
	分	金額 (千円)	内 容	内 訳
松中				
職員手当等				
報酬	委員手当			
旅費	普通旅費			
	日額旅費 委員等旅費			
小計賃金				
共済費				
報償費	謝金			
能 概	消耗品費 然料費 食糧費 印刷製本費			
十二				
役務費	通信運搬費 自動車損害保険料			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
公課費	411			
会額の欄は、		事業費ベースで記	入すること。	

イ市町村園	市町村附帯事務費	(月日) 場合	8	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
茶費	判	日日 日日		
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	然料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
74	計			
※金額の欄は、	※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。	事業費ベースで記	入すること。	

### 別記様式2号(第4の2及び3関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、農林水産省 ○○ 【沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 県(都道府) 知事 氏 名 印

平成〇〇年度(西暦〇〇年度)強い農業・担い手づくり総合支援交付金の成果目標の (変更の)妥当性等の協議について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水 産事務次官依命通知)第4の2及び3に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の都道府県事業実施計画を添付すること
  - 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
  - 3 要綱第4の3に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施主体の事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあっては別紙様式3号の特認団体協議書を、要綱第4の3の(4)に係る協議にあっては理由書を添付すること

### 別記様式3号(第4の2及び3関係)

### 特認団体協議書

### 事業実施主体の特認関係

事業実施主体名	代表者氏名	所在地	取組名
(特認団体名)			
特認とする理由			
1			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
  - 2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
  - 3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

### 別記様式4号(第7の3及び第8の3関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、農林水産省 ○○ 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 県(都道府) 知事 氏 名 印

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の事業実施状況報告及び評価報告 (平成〇〇年度(西暦〇〇年度))

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水 産事務次官依命通知)第7の3及び第8の3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式5号を添付すること
  - 2 要綱第7の2及び第8の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、 あわせて報告すること
  - 3 必要に応じて要綱第7の1及び第8の1の規定による事業実施主体の事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

別紙様式5号(第7の3及び第8の3関係)

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

産地基幹施設等支援タイプ 産地競争力の強化を目的とする取組用

1	Nito			
$\overline{}$	編			
展	都道府県の評価			
$\bigcirc$				
Ö	事業 注 (重) (重) (重)			
西爾				
17.7	完年			
年度		やも		
0	(E)	市村市東		
平成〇〇年度(西暦〇〇年度)	負租区分 (円)			
<b> </b>	負			
		交金		
	事業費 (円)			
		N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	<b>梅殿(</b>	
頂/	事業内容 (工種、	超分海 移、治 等 (等 大能 (等	·集出荷 門藤施設 (·····)	
、都道府県名			<u> </u>	
(都	政果 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1		○○ ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		達成率	20%	
		((年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年)	/10a	
	.况©	後成年曆〇〇計○○年	857	
	<b>※</b> ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	34年 ((年 ((年 ((年		
	事業実施後の状況②	後成年曆〇(年		
	<del></del>	1 1 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	/10a	
	<del> </del>	時成年曆~(		
		計画 ( ( ) ( ) ( ) ( )	900 h /10a	
	扱験乗用の対	74 48 (2)	▼菜)時減事施にて当労問減 「労問(業出なこと当労問減 「別問)(業出なった働を 「別の日)である。	
			○○ ▼ 業 - 既 瀬 中 揺 に 万 当 劣 間 道	
	リ メ 1 回 】	が を を 等 の 等・ 等	無 (○ (○	
		●	菜生 付記 た 悪 ()	
	成果田標の具体的である。	が 来 を	巻 ○ ○ 参	
		達成率	20%	
_		t-1 t-2 e-1 00		
1. Tal.	⊕	課 は は は に に に に に に に に に に に に に	9,000 円/10 a (〇 年度)	
۲ ۲	事業実施後の状況①	34年 ( ( ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )		
۸, ۵	(実施後	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (		
J	<del>神</del> ※	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	300 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
I -l	<u> </u>	# X H # # T H A H # H A H # H H H H H H H H H H H H	0 9,800 0 円/10 年度)	
,   		計   (   (   (   (   (   (   (   (   (   (	10,000 円/10 年度)	
H C C	及標の用はのは、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	▼菜、ス化事施にて野培産ト減】「低小の薬却お○菜のコの減サーコ ▼実区い○栽生ス計	
2	四 類 及 執 を		○○  ──────────────────────────────────	
1 757C -	——————————————————————————————————————			
(生・匹死・ナノ) くしば ロロっこ ゲン マルバルコロ		( を を を を の の の の の の の の の の の の の	※ ( ) 編 ( )	
`	事 超 業 土 、 東 本		○ 歌	
'	市町村名		(含 (含 (含	

	) の I に準じて作成すること。
	10 (2)
%0	紙様式1号の
都道府県平均 達成率	(注) 1 別

<sup>2</sup> 要綱第3の2の(2)のアの(ア)のただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。

<sup>3</sup> 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

<sup>4 「</sup>事業実施主体の評価」欄と、「街道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。

<sup>5 「</sup>総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

II 食品流通の合理化を目的とする取組用

_	施			
)年度)	海県 年 毎 単 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年			
	事実主の価業施体評価			
平成〇〇年度(西暦〇〇年度)	光田田田東共の			
表004		その		
1	(H)	お野を		
	負担区分(円)	都道 府県 本		
(都道府県名:	負	校会		
(報道	事 ※ を	(E)		
	事業內容 (施設区 分、構 等) 規模		卸売場の 改良(鉄骨 造2階種) ()	
		な実績	物流コス トが○% 門域され た	
	<u> </u>	達成率	三	
	-1	日標信 (平成 〇〇年 (西暦 〇〇 年))	物 流 水 に 大 で の の の の の の の の の の の の の	
成果目標Ⅱ	事業実施後の状況	3年後 (平改 (四年 (四曆 (〇〇 年))		
成果	事業実施	2 年 ( 平 ( 平 ( 平 ( 上 ( 上 ( 上 ( 上 ( 上 ( 上 ( 上		
		1年後 (平成   一一年 (西暦   一二 年) )	参 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
		計画時 (平成 ○○○年 (西暦 ○○○ 年))	参加 を を を を を の の の の の の の の の の の の の	
	坂 乗出田 まんぱん	各各	(物流 コスト 等の削 減) 物流コ メトの ストの	
	超割		参 参 名 奉	
	成果日標の具体的	な実績	低温売場販売率が保証売場低温売場の国権率を のの機能を した	
		達成率	〇%超過	
	出	目標値 (平成 〇〇年 (西暦 〇〇	り り り の の の の の の の の の の の の の	
成果目標I	事業実施後の状況	3年後 (平成 〇〇年 (西暦 〇〇 年))		
成果	事業実施	2 (平 (平) (西) (中)		
		1年後 (平成   日本   日本   日本   日本   日本   日本	低温売 場販売 早 (平成 (西暦 (西暦 (四暦	
		計画時 (平成 △△年 (西暦 △△ 年) )	場場 場面 下 で で を を の の の の の の の の の の の の の	
	校 標休 まり ぬり 日 見 かん	各	物品 (本)	
	類別		品 衛 衛 電 生 生 理 度 化	
	1)	] <del>}</del>	品 衛衛高化設 ・生理 皮施整 電	
	中 多 事 東 米 括 若		かまし を を を を を を を を を を を を を	
	市 本本		○ ○ ○ ○ 日 ○ 日	
	i= 4	-	<u> </u>	

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F成すること。
総合所見	) (2) のII に準じて作成する
%0	0 (2)
都道府県平均達成率	) 1 別紙様式1号の1の
	(世)

2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

<sup>3 「</sup>事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。

<sup>4 「</sup>総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

<sup>5 「</sup>都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

別紙様式5号 (第7の3及び第8の3関係)

先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ 0

融資主体型·被災農業者支援型用

•				1		1	1		
		補正の内の							
		〇 度 達 共 年 民 ぶっぽん	2%_						
		) ) 							
華		第一 田 年	実績						
経営体別の成果目標	斯 1	8 度	<b>計</b> 国						
1J 00 JE	選択目標	2 至 年 日	実績						
堂体另	選		計画			-			
数		1	井 画						
		現状信							
		<b>熙</b>							
		П—	<u>?1.</u>						
		権圧の内で	符						
		<ul><li>○ 度達 ⇒</li><li>年 日 成 ゅ</li></ul>	<u>%</u>						
	() 쓮	)   							
	の拡大:の維	み 田 年 田	実績						
	値額     軽経		<b>計</b> 国						
	け加価の農業	22 蚕	-						
	必須目標 (付加価値額の拡大) (被災農業者の農業経営の維持)		<b>米</b> 續						
	/須目被災債	五 至 田	<b>計</b> 国						
	ダご	<b>型</b> 状恒							
		型 状 年							
		9 n –				<u> </u>			
		整 化 化	連状)( 成況%					 	
		⊪ ※ ★	計 画 采 續						
		⑤経営コスト ⑥農業経営の ⑦農業経営 の縮減 複合化 法人化							$\vdash$
		業 [合化	東續 掛米)( 成況%)					 	
			☆ 国						
		ス成	達状)( 成況%						
		発 の (金)	実績					 	
		±II #≡	本国 48 ピッ						
田標		面積 11 画のす	華 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (					 	
成果		<u>(</u> )単位 こり収 カカカ	計画 栄績						
地区の成果目標		①付加価値額 ②経営面積の ③農産物の価 色単位面積当 の拡大 拡大 値向上 加	# 状 % % = =						
岸		産物の 単向上	実績 選状 ( )					 	
		<u>⊚</u> <u> </u>	<b>計</b> 国						
		1種の 	連 状 成 況 %						
		発 酒 油 大	実績						
		<b>顧</b> <u>◎</u>	社国			-			
		16 大 大	無					 	
		D付加 の独	計画 実績						
		〇 目 成 。							
			幹 及 元						
		助成者?経者(数者)。 对名者(数数,任性)。 以付本(数数,任本)。							
	∄∀	1年の助成対象者の整助 "" 信経	型番号						
	12								
		事業内容 1-1 融資主体補助型 (%型的職業程度確定交援ライフ) 1-2 融資主体補助型 (地級形・年宵弦支援ライフ)	当 大 接 工						
		事業内容 1-1 融資主体補助型 t細的農業程度確立支援タイプ 1-2 融資主体補助型 (地鐵缸・车背度支援タイプ)	Ⅲ 被災農業者支援型						
			田 被3						
		事実主作村は都府名業施体町又は道県(							
	为 <del>居</del>					- 凶		地区計	111111111
		市村町名						型	ďП
Š									

「市町村名」の欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。

被災農業者支援型の場合、「地区名」の欄については、記載を要しない。

I -2及び皿の別を記載すること。 [事業内容]の欄の記載に当たっては、I ー1

別の成果目標」欄から、要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を各成果目標ごとに記載すること。 「地区の成果目標」の欄については、「経営体

各欄における「コード」及び「区分」の欄の記載に当たっては、(2)の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。

いては、別紙様式1号の2の(2)の1の「成果目標の設定状況」欄の必須目標及び選択目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び単位を記載すること。 「経営体別の成果目標」の欄の「計画」欄につ 7 0 2

同欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。

同欄の「〇年度目達成状況(%)」の欄については、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。(小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。)

同欄の「補正の内容」の欄については、天災その他の外的要因の詳細及び補正の方法(実績値の補正過程)を記載すること。

ထ တ

11 ※印のある欄については、被災農業者支援型の場合のみ記載する欄のため、融資主体補助型のみの場合は欄の省略を行うこと。 10 「導入した施設等情報」の欄については、助成対象者ごとに、導入した1施設等ごとに記載すること。

12 「保険等加入情報」の欄については、本要綱第7及び第8に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されているかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。 13 「評価所見」の欄については、本要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求め記載すること。

、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。 また、達成に立ち遅れがある場合については、

<u>ばが達成されていない場及び事業関連取組目標がおおむね達成されていない場合)は、別途、事業実施主体に別紙様式6号の2により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること。</u> なお、目標が達成されていない場合(必須目標

		備老								
置			都 県の評 角							
評価所見										
i i i i i i i i i i i i i i i i i i i		1	<ul><li>神格の</li><li>業 出 に</li></ul>							
華			保険加 保険会 事業実者 入年月 名称 の評価							
11入11			(美加 (本) (本) (本)							
保険等加入情報	ļ	存	保入院外	1						
硃		‡1} Ros	B設の対設無当け4共引象の)はを1済受施有該「訂	? ?						
			みの名	Ē						
			市町東村							
		題								
経費情報		体負担	由 公 後	Ê						
松		対象経営体負担額	融資額							
		17	田							
	*		国助算基な業庫金定礎る業補額のと事費							
			事業	Œ						
幸	2 新乃	- 147.久 - 規模	※○宀、) カ・〇条と り、〇種〇㎡ 年							
李情	事 年	が が が が が	※C 、 ○・ ○ ◆ ○ ◆							
- 施設			者毎の整備内容	の整理番号						
導入した施設等情報			公							
漕	較准占分	開業	整 型 卷	ם חוֹח						
	120		補正の内で							
					(本)					
			<b>)</b> 净包	tuly almy						
			33年 度日	計画 実績						
	1標 2			実績						
	選択目標		22 展	計画						
	/K		4 国	実績						
			1 度目	<b>計</b> 国						
			現状値	4						
			現状年							
			π — 3	<u>''(                                   </u>						

地域担い手育成支援タイプ 2

条件不利地域型

 $\blacksquare$ 

		備考									
評価所見			道府県の評価								
世世			実施主体の評価								
保険等加入 情報			険加入年月								
保険情	國批茬			設の有無(該当は 1							
			その街	ŬE_							
4年 存 存			都道府県費市町村費								
経費情報			自己資金								
VIE.				~E~							
丰	读名员	/ 治規		~E~							
導入した施設等情 報	<b>繁</b> 排 幣	22 t	※台馬力○刈り	7 ME O Mil mil die de							
した崩機			(条 本 年 の 製 権 内	区分							
導入	整備内	忰	翻	型海中							
				成状況(%)							
			サ 田 二 二	実績							
			34	<b>計</b> 国							
	標 2		2年 度目	+ 酒 供 續				<u> </u>			
ļ	選択目標			<b>米績</b> 計画							<u> </u>
ļ	型		1 度 目	<b>計</b> 恒							
碰			*	( )							
<b>大果</b> 目				状年度							
別の点				定成状況(%)							
経営体別の成果目標				├位 				<del>                                     </del>			
施			年皿	実績							
	1		の更	<b>米猶</b> 計画							
	選択目標:		22 更 田	計画							
	選升		五年 田	-							
				状年度							
			п								
			⑦雇用	実績達成状況(%)			······	<b></b>			ļ
			©	<b> </b>							
			( ) ( ) ( )	達成状況(%)				ļ			
			⑥農業経営 の法人化								
				達成状況(%)							
			⑤農業経営 の複合化								
lenić				達成状況(%)							
果目標			④農産物の 高付加価値 化	実績							
地区の成果目標				計画 計画							
型	③農業の6 次産業化			実績達成状況(%)			<u> </u>	<u> </u>			ļ
				<b>計</b> 国	<u></u>						
		_		達成状況(%)							
			②耕作放棄 地の解消	計画 実績							
	1							<b></b>			
			①経営面積 の拡大	実 績							
				事 事 事				-			
			Manual	) 群 和		П			1		
			助改对象 者名 (合計は経 資体数)								
		튀네브		ン 次三里 ですっぱっ							
		<b>보</b> 区 值	世の助成対象者の	2 觀度標品,				-			
			谷 档域型)								
			事業内容(II 条件不利地域型)								
			E.I. ##								
			夲								
			地区名								
始							超			地区計	111111111
		市町村谷						1	1	47]	1
			市町村				44			#	√□
			No 市町木				+4			<del>1</del> 4	◁□

(注)1 「地区の成果目標」の欄については、「経営体別の成果目標」欄から、要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を各成果目標ごとに記載すること。
2 各欄における「コード」及び「区分」の欄の記載に当たっては、(2)の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。
3 「経営体別の成果目標」の欄の「計画」欄については、別紙様式1号の2の(2)の IIの「成果目標の設定状況」欄の選択目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び単位を記載すること。
4 同欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。
5 同欄の「全種目達成状況(%)」の欄については、別紙様式と記載すること。
5 同欄の「全種目達成状況(%)」の欄については、対域が象者ごとに、導入した1施設等ごとに記載すること。
6 「導入した施設等情報」の欄については、助成対象者ごとに、導入した1施設等ごとに記載すること。
7 「保険等加入情報」の欄については、本要綱第7に基づく点検評価の結果に基づ全配料であるものとし、事業実施主体に確認を行った上で記載すること。
8 「評価所見」の欄については、本要綱第7に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体に確認を行った上で記載すること。
5 だ、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。
5 だ、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。
5 なお、目標が達成されていない場合は、別途、事業実施主体に別紙様式6号の2により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること。

井口		
単り	目標	単位
H OI	付加価値額の拡大	田
图 ② I	経営面積の拡大	ha
I ③	農産物の価値向上	田
東野	単位面積当たり収量の増加	kg
表 ③ I	経営コストの縮減	H
<b>半</b> 9 I	農業経営の複合化	$\setminus$
副 ②I	農業経営の法人化	$\setminus$

耕作放棄地の解消 11条件不利地域型

単位 ha  $\bigvee \prec$ ha 農業の6次産業化 農産物の高付加価値化 農業経営の複合化 農業経営の法人化 雇用

□被災農業者支援型番号

単位人 
 番号
 目標

 III①
 梭災農業者の農業経営の維持

 III②
 農業経営の改善を図るための取組

暴号	区分	備考
1	トラクター	
2	ンデンコ	
3	田植機	丰
4	乗用管理機	₩⊞
5	茶複合管理機	王黎
9	アタッチメント	英
2	GPSガイダンス	
8	その他機械	
6	ハウス	
10	有苗施設	₩
11	乾燥調製施設	浬
12	果樹棚	· 据
13	集出荷施設	熈
14	その他生産・流通関係施設	
15	音舎 (肉用牛)	
16	音舎 (養豚)	
17	音舎 (養鶏)	1
18	音舎 (酪農)	细 挫
19	畜舎 (その他)	Į • <u>†</u>
20	サイロ	経劃
21	堆肥施設	Ę
22	機械(畜産関係)	
23	その他畜産関係施設	
,	用文 <del>体</del> 加工状刻	} ‡

地域提案 加工 その街 土地基盤整備 明渠排水 その他基盤整備 地域提案 24 農産物加工施設 環境衛生施設 は場観測施設 中間拠点施設 その他施設等 畦畔除去 区画整理 暗環排水

条件不利地域型

各各	区分
1	農業用機械等
2	乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機 械及び建物等の整備
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
2	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
9	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
2	農業用水の配管・ポンプ等の整備
∞	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される 栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
6	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備
12	区画整理
13	垂 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華
14	用排水整備
15	農道整備
16	農地保全整備
17	建物用地整備
18	交換分合

27 28 59

25 26

33